

～増えています！インターネット通販を利用した一般用医薬品購入のトラブル～

インターネットの通信販売を利用した医薬品の定期購入に関する相談が増加しています。

一般用医薬品（市販薬）はネットでも購入できますが、解約手続きが難しかったり、保証条件が理解しにくかったりするため注意が必要です。

●相談事例

- パソコンでニュースサイトを見ていたら「水虫の治療薬が今だけ50%OFF」という広告が出た。単品1回限りとあったので販売サイトに進み注文した。注文確定メールで金額が広告の数倍になっていたのでおかしいと思っていたら、4個ずつ届く定期購入になっていた。
- 動画配信サイトの広告を見て、手足のしびれが取れるという医薬品をお試しのつもりで申し込んだら定期購入だった。仕方なく数回使用したが、発疹などの症状が出た。かかりつけの医師に相談したら使用しないようにと言われたため、販売業者に返品したいと連絡したが、定期購入契約なので、すぐには解約できないと断られた。

●アドバイス

- 広告に大きく表示された内容だけで判断せず、注文前の最終確認画面（契約条件が記載されている画面）の表示をよく確認し、定期購入が条件となっていないか、最低購入回数に縛りがいないか、2回目以降の代金や解約、返品の条件などをよく確認しましょう。
- 使用開始後に身体の不調が生じ、医師に使用を止められたことを理由に解約を申し出ても、販売業者が設定した条件を満たしていないとして、解約や返品、返金にに応じてもらえないことがあります。
- 新たに医薬品を使用する際は、事前に薬剤師や、かかりつけ医などの専門家に相談しましょう。
- 購入した医薬品を使用して体調に異常を感じた時は、すぐに使用を中止し、販売時に情報提供された相談窓口連絡するとともに、医療機関を受診しましょう。

困ったことやトラブルが生じた場合は、一人で悩まず下記の相談窓口までご相談ください。

困ったときは、ピピッと相談！

【消費生活に関する相談窓口】

今治市消費生活センター Tel 0898-36-1655

(平日 午前9時～午前12時、午後1時～午後4時)

愛媛県消費生活センター Tel 089-925-3700

消費者ホットライン Tel 188 (いやや!)



県消費生活相談窓口イメージキャラクター

「こまどりのPiPi (ピピ)」